

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 8 月27日
【計算期間】	第20期（自 平成20年11月28日 至 平成21年 5 月27日）
【ファンド名】	ピクテ・ニッポン・グロース・ファンド （以下「ファンド」といいます。）
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ギャビン・シャープ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- a ファンドの目的は、日本の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指すものです。
信託金の限度額は1,000億円です。

b 商品分類等

ファンドの商品分類[※]は、追加型投信／国内／株式です。

※社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外 内外	債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域 国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉) 株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産 株式 一般	目論見書または投資信託約款において、主として株式(大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度 年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域 日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

c ファンドの特色

ファンドは、日本の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。
 わが国の株式を主要投資対象とします。

＜運用について＞

- ① ファンドの基本の運用スタイルは、企業の利益成長を評価して投資する手法であるグロース・デシプリンです。また、銘柄選択は企業のファンダメンタル分析を重視して、成長性と株価を相対評価して行います。
- ② 企業訪問による直接調査を重視し、個別銘柄を丹念に評価してポートフォリオを構築します。また、ピクテ・グループのグローバルな調査と情報ネットワークが支援します。
- ③ 以下の手法により成長力を判断します。
 1. 会社への直接コンタクト
 2. 経営者への直接インタビュー
 3. 会社／業界分析のための工場／店舗見学
 4. グループ内における情報・投資意見の活発な交換
 5. トップ・アナリストとの密接なコンタクト
 6. 過去3年間の財務分析

・成長基準のポイント

1. 長期的に安定した利益成長
2. 利益成長の変化率
3. 意外性のある利益上方修正の可能性

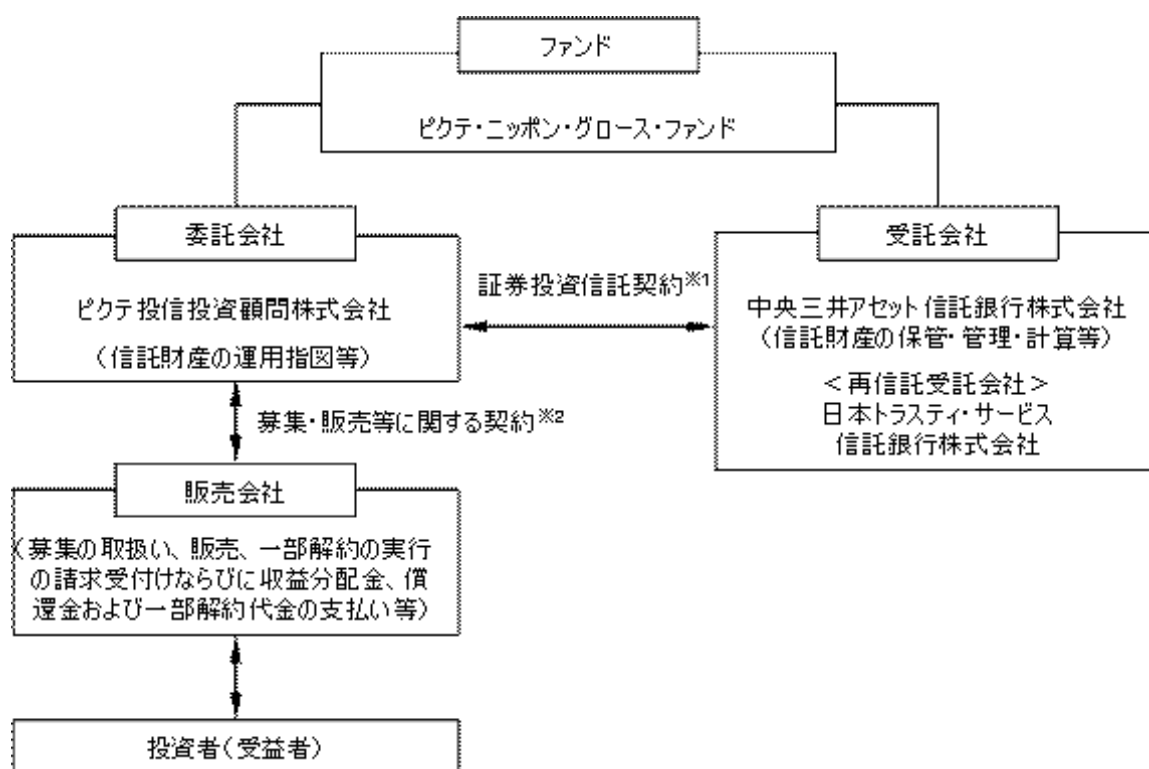
・銘柄発掘のキーワード

1. 営業基盤の優位性
2. 経営者の戦略遂行能力
3. 販売チャンネルの柔軟性

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人



※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

② 委託会社の概況（平成21年7月末日現在）

- ・資本金：2億円
- ・沿革 昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立

昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考)ー ピクテ・グループとは ー

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a 基本方針

日本の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

b 投資態度

① グローバルな視点から、変革を実行できる企業と経営者を選別します。持続する成長力を秘めた企業に投資します。

ピクテの日本株投資アプローチ

- ・変革期を迎えた企業の経営者と経営環境を精緻に分析し利益の成長力に注目します。
- ・新しい日本経済(NEW JAPAN)を担う企業群に投資します。
- ・企業戦略に注目し、将来の潜在成長力から企業を選別します。
- ・TOPIXをベンチマークとし、これを上回る成果を目指します。

② 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

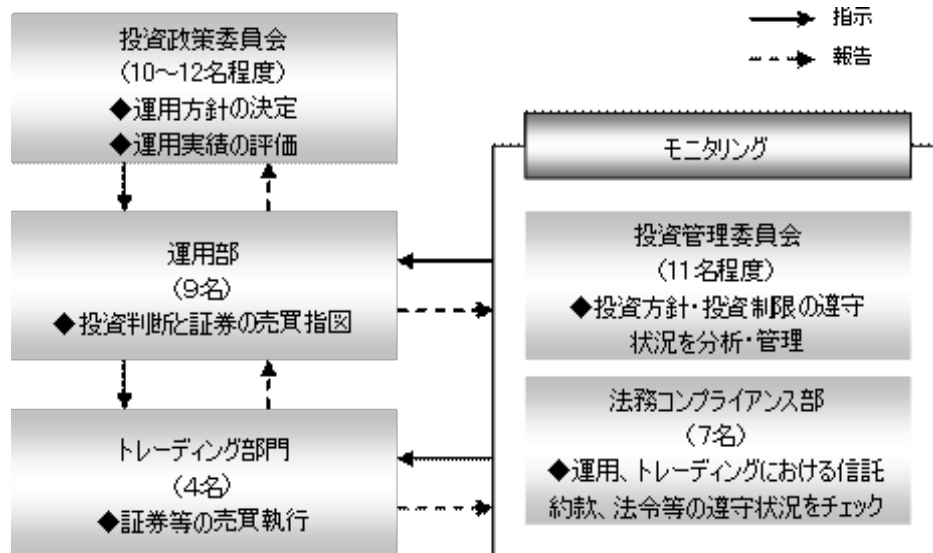
10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、 1 .から11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、 1 .の証券または証書、 12.ならびに17.の証券または証書のうち 1 .の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 2 .から 6 .までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち 2 .から 6 .までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で 5 .の権利の性質を有するもの
- ④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③の 1 .から 4 .までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ その他
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。
 2. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等の取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 5. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
 6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。
 7. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
 8. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】



- ・投資政策委員会(10～12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(11名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※ファンドの運用体制は、平成21年7月末日現在のものであり今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ② 収益分配金額は、基準価額が1万円を超えている場合は1万円を超える額を分配可能金額とします。基準価額が1万円未満の場合は配当等収益を勘案して委託会社が決定します。
 - ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - ① 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日
5月、11月の各27日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

5. 収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。)

時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】**1. 株式への投資制限(信託約款)**

制限を設けません。

2. 投資する株式等の範囲(信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 投資信託証券への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 同一銘柄の株式への投資制限(信託約款)

取得時において、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

7. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。)への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

8. 外貨建資産への投資制限(信託約款)

信託財産の純資産総額の30%を超えることとなる投資の指図をしません。

9. 有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

① 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の1.から4.に掲げる

金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

iii)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- ① スワップ取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ② スワップ取引の指図の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

11. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図(信託約款)

金利先渡し取引および為替先渡し取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

12. 信用取引の指図範囲(信託約款)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13. 有価証券の貸付の範囲(信託約款)

- i)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ii)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

14. 資金の借入れ(信託約款)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

15. 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

16. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスク等は以下の通りです。

株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

ファンドは、株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

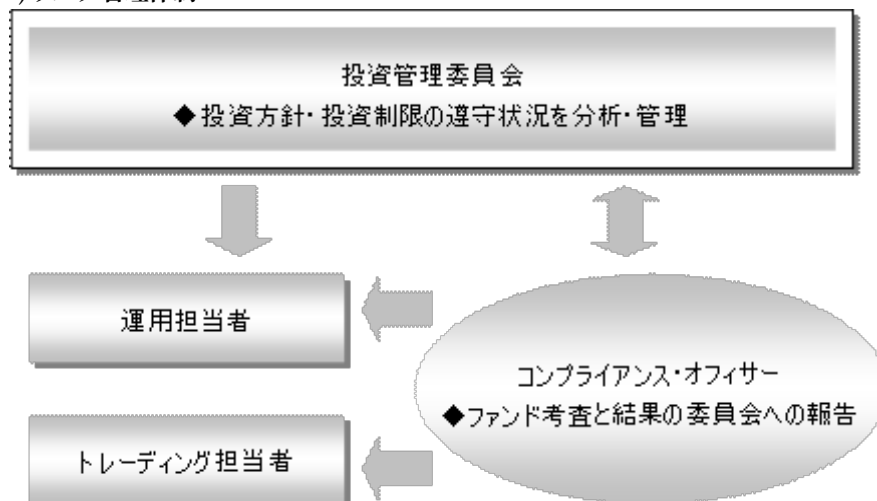
解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

その他の留意点

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、毎決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行います。分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ・ファンドは、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約が解約され償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスク管理体制



<コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

<投資管理委員会>

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば討議し、運用担当者へ是正を求めます。

※リスク管理体制は、平成21年7月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

※上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数に乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとし、

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%(税抜1.5%)の率に乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.735%(税抜0.7%)
販売会社	純資産総額に対し年率0.735%(税抜0.7%)
受託会社	純資産総額に対し年率0.105%(税抜0.1%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

ファンドの財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。

ファンドの組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

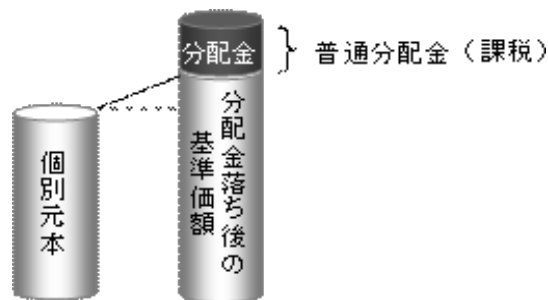
ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時(法人の受益者の場合は、個別元本超過額における差益)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

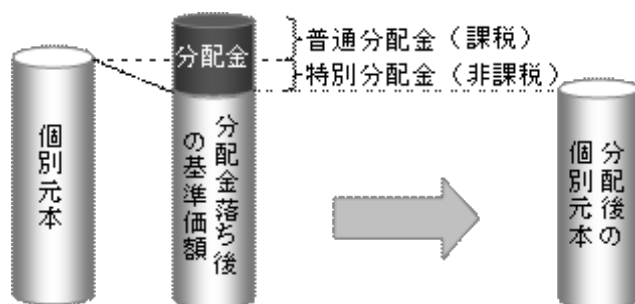
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

<イメージ図>



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(特別分配金については、上記の「収益分配金の課税」を参照ください。)
- ⑤ 平成12年3月末までに保有している分については、平成12年3月31日の平均信託金が個別元本とみなされます。

<解約時および償還時の課税について>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(原則として、確定申告は不要です。)
- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税)、平成24年1月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)

※上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年7月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更

される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,231,630,400	98.84
現金・預金・その他資産(負債控除後)		14,473,390	1.16
合計(純資産総額)		1,246,103,790	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄明細

(平成21年6月末日現在)

	銘柄名	国名	種類	業種	数量(株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	87,700	623.23 54,657,271	598.00 52,444,600	4.21
2	野村ホールディングス	日本	株式	証券・商品 先物取引業	55,400	719.00 39,832,600	814.00 45,095,600	3.62
3	日本碍子	日本	株式	ガラス・ 土石製品	20,000	1,734.29 34,685,907	1,970.00 39,400,000	3.16
4	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	13,500	2,720.00 36,720,000	2,660.00 35,910,000	2.88
5	東洋電機製造	日本	株式	電気機器	55,000	568.02 31,241,605	645.00 35,475,000	2.85
6	日本電産	日本	株式	電気機器	5,800	5,280.00 30,624,000	5,850.00 33,930,000	2.72
7	日新電機	日本	株式	電気機器	52,000	451.00 23,452,000	528.00 27,456,000	2.20
8	千葉銀行	日本	株式	銀行業	42,000	587.00 24,654,000	631.00 26,502,000	2.13
9	スズキ	日本	株式	輸送用機器	11,700	2,080.00 24,336,000	2,170.00 25,389,000	2.04
10	中外製薬	日本	株式	医薬品	13,600	1,790.22 24,347,043	1,840.00 25,024,000	2.01
11	ダイセキ	日本	株式	サービス業	11,000	1,875.00 20,625,000	2,125.00 23,375,000	1.88
12	三菱地所	日本	株式	不動産業	14,000	1,504.00 21,056,000	1,611.00 22,554,000	1.81
13	デンソー	日本	株式	輸送用機器	9,000	2,170.00 19,530,000	2,480.00 22,320,000	1.79
14	野村総合研究所	日本	株式	情報・通信業	10,300	2,108.59 21,718,528	2,145.00 22,093,500	1.77
15	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	5,400	3,770.00 20,358,000	3,930.00 21,222,000	1.70
16	楽天	日本	株式	サービス業	365	53,628.30 19,574,331	58,100.00 21,206,500	1.70
17	住友金属工業	日本	株式	鉄鋼	81,000	251.00 20,331,000	257.00 20,817,000	1.67
18	小松製作所	日本	株式	機械	13,700	1,372.00 18,796,400	1,492.00 20,440,400	1.64
19	イビデン	日本	株式	電気機器	7,500	2,665.00 19,987,500	2,715.00 20,362,500	1.63
20	島津製作所	日本	株式	精密機器	26,000	621.00 16,146,000	772.00 20,072,000	1.61

21	商船三井	日本	株式	海運業	32,000	631.00 20,192,000	627.00 20,064,000	1.61
22	キーエンス	日本	株式	電気機器	1,000	19,500.00 19,500,000	19,700.00 19,700,000	1.58
23	カカクコム	日本	株式	サービス業	51	358,000.00 18,258,000	366,000.00 18,666,000	1.50
24	スクウェア・エニックス・ホールディングス	日本	株式	情報・通信業	8,200	2,225.43 18,248,607	2,265.00 18,573,000	1.49
25	みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	81,500	232.00 18,908,000	226.00 18,419,000	1.48
26	ダイキン工業	日本	株式	機械	5,900	2,890.00 17,051,000	3,110.00 18,349,000	1.47
27	ワコム	日本	株式	電気機器	92	158,100.00 14,545,200	195,700.00 18,004,400	1.44
28	三井物産	日本	株式	卸売業	15,000	1,196.64 17,949,600	1,146.00 17,190,000	1.38
29	日医工	日本	株式	医薬品	5,700	2,820.00 16,074,000	3,010.00 17,157,000	1.38
30	ニトリ	日本	株式	小売業	2,500	5,700.00 14,250,000	6,840.00 17,100,000	1.37
投資比率：合計								59.72

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別および業種別の投資比率

(平成21年6月末日現在)

種類	業種	投資比率(%)
国内株式		98.84
	内 電気機器	14.57
	内 銀行業	9.52
	内 輸送用機器	9.02
	内 機械	7.62
	内 情報・通信業	7.15
	内 医薬品	6.78
	内 サービス業	6.27
	内 証券、商品先物取引業	4.68
	内 鉄鋼	4.42
	内 精密機器	3.65
	内 化学	3.55
	内 小売業	3.44
	内 ガラス・土石製品	3.16
	内 不動産業	2.83
	内 建設業	2.32
	内 非鉄金属	2.21
	内 海運業	1.61
	内 食料品	1.39
	内 卸売業	1.38
	内 その他金融業	1.25
	内 石油・石炭製品	0.89
	内 陸運業	0.57
	内 鉱業	0.56
合計		98.84

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成11年11月29日)	21,926	28,849	11,086	14,586
第2期末(平成12年5月29日)	15,464	15,464	8,178	8,178
第3期末(平成12年11月27日)	10,889	10,889	6,908	6,908
第4期末(平成13年5月28日)	9,951	9,951	6,760	6,760
第5期末(平成13年11月27日)	7,456	7,456	5,616	5,616
第6期末(平成14年5月27日)	6,291	6,291	5,903	5,903
第7期末(平成14年11月27日)	4,756	4,756	4,709	4,709
第8期末(平成15年5月27日)	4,054	4,054	4,400	4,400
第9期末(平成15年11月27日)	4,434	4,434	5,964	5,964
第10期末(平成16年5月27日)	4,635	4,635	6,579	6,579
第11期末(平成16年11月29日)	3,810	3,810	6,041	6,041
第12期末(平成17年5月27日)	3,094	3,094	6,364	6,364
第13期末(平成17年11月28日)	3,622	3,622	8,669	8,669
第14期末(平成18年5月29日)	3,617	3,617	9,689	9,689
第15期末(平成18年11月27日)	3,089	3,089	8,966	8,966
第16期末(平成19年5月28日)	2,958	2,958	9,267	9,267
第17期末(平成19年11月27日)	2,505	2,505	8,505	8,505
第18期末(平成20年5月27日)	2,143	2,143	7,666	7,666
第19期末(平成20年11月27日)	1,127	1,127	4,430	4,430
第20期末(平成21年5月27日)	1,236	1,236	4,528	4,528
平成20年6月末日	1,961	—	7,385	—
7月末日	1,871	—	7,100	—
8月末日	1,755	—	6,746	—
9月末日	1,493	—	5,784	—
10月末日	1,141	—	4,438	—
11月末日	1,139	—	4,478	—
12月末日	1,199	—	4,759	—
平成21年1月末日	1,125	—	4,515	—
2月末日	994	—	4,053	—
3月末日	1,115	—	4,017	—
4月末日	1,159	—	4,209	—
5月末日	1,256	—	4,612	—
6月末日	1,246	—	4,875	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

②【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成11年5月28日 至 平成11年11月29日	3,500円 (内特別分配金900円)
第2期	自 平成11年11月30日 至 平成12年5月29日	0円

第3期	自 平成12年5月30日 至 平成12年11月27日	0円
第4期	自 平成12年11月28日 至 平成13年5月28日	0円
第5期	自 平成13年5月29日 至 平成13年11月27日	0円
第6期	自 平成13年11月28日 至 平成14年5月27日	0円
第7期	自 平成14年5月28日 至 平成14年11月27日	0円
第8期	自 平成14年11月28日 至 平成15年5月27日	0円
第9期	自 平成15年5月28日 至 平成15年11月27日	0円
第10期	自 平成15年11月28日 至 平成16年5月27日	0円
第11期	自 平成16年5月28日 至 平成16年11月29日	0円
第12期	自 平成16年11月30日 至 平成17年5月27日	0円
第13期	自 平成17年5月28日 至 平成17年11月28日	0円
第14期	自 平成17年11月29日 至 平成18年5月29日	0円
第15期	自 平成18年5月30日 至 平成18年11月27日	0円
第16期	自 平成18年11月28日 至 平成19年5月28日	0円
第17期	自 平成19年5月29日 至 平成19年11月27日	0円
第18期	自 平成19年11月28日 至 平成20年5月27日	0円
第19期	自 平成20年5月28日 至 平成20年11月27日	0円
第20期	自 平成20年11月28日 至 平成21年5月27日	0円

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期	自 平成11年5月28日 至 平成11年11月29日	45.9
第2期	自 平成11年11月30日 至 平成12年5月29日	△26.2
第3期	自 平成12年5月30日 至 平成12年11月27日	△15.5
第4期	自 平成12年11月28日 至 平成13年5月28日	△2.1
第5期	自 平成13年5月29日 至 平成13年11月27日	△16.9
第6期	自 平成13年11月28日 至 平成14年5月27日	5.1
第7期	自 平成14年5月28日 至 平成14年11月27日	△20.2
第8期	自 平成14年11月28日 至 平成15年5月27日	△6.6
第9期	自 平成15年5月28日 至 平成15年11月27日	35.5
第10期	自 平成15年11月28日 至 平成16年5月27日	10.3

第11期	自 平成16年 5月28日 至 平成16年11月29日	△8.2
第12期	自 平成16年11月30日 至 平成17年 5月27日	5.3
第13期	自 平成17年 5月28日 至 平成17年11月28日	36.2
第14期	自 平成17年11月29日 至 平成18年 5月29日	11.8
第15期	自 平成18年 5月30日 至 平成18年11月27日	△7.5
第16期	自 平成18年11月28日 至 平成19年 5月28日	3.4
第17期	自 平成19年 5月29日 至 平成19年11月27日	△8.2
第18期	自 平成19年11月28日 至 平成20年 5月27日	△9.9
第19期	自 平成20年 5月28日 至 平成20年11月27日	△42.2
第20期	自 平成20年11月28日 至 平成21年 5月27日	2.2

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付)－前計算期間末の基準価額(分配落))÷前計算期間末の基準価額(分配落)×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成11年5月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

<お申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
-------	---------------

自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース
-------------	---------------------------

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、お申込済みのコースの変更を行うことはできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約[※]」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約[※]」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

<お申込単位>

- ①一般コース：1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)
- ②自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

自動購入サービス契約[※]を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

<お申込価額>

- ・取得申込受付日の基準価額とします。

<お申込手数料>

- ・3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。(お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

※上記は1口当たりのお申込手数料です。お申込手数料の総額は、これにお申込口数を乗じて得た額となります。

<払込期日、払込取扱場所>

- ・受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。お申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一般コースにおいては1万口単位、自動けいぞく投資コースにおいては

1口単位をもって解約の実行を請求することができます。

- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の請求とします。)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約の請求を受益者がするときは、振替受益権(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権をいいます。以下同じ。))をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付受益権の解約を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

解約請求受付日の基準価額とします。

解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社にてご確認ください。

＜解約手数料＞

ありません。

＜解約代金のお支払い＞

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価[※]して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

※ファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

c 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)) インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>または販売会社に問い合わせることでより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ヤマト」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成11年5月28日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 aファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年5月28日から11月27日および11月28日から翌年5月27日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a ファンドの償還条件等

- i 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。
 - ii 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドを解約し信託を終了させます。
 - iii 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
 - iv 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の変更の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 信託約款の変更
- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c ファンドの償還等に関する開示方法
- ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。
- d 異議申立ておよび反対者の買取請求権
- 受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。
- e 運用報告書の作成
- 委託会社は、計算期間終了後および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。
- f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- g 関係法人との契約の更改
- 委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌

営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から支払われます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成20年5月28日から平成20年11月27日まで)及び第20期計算期間(平成20年11月28日から平成21年5月27日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
ピクテ・ニッポン・グロース・ファンド
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 [平成20年11月27日現在]	第20期 [平成21年5月27日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	724,508	960,727
コール・ローン	31,641,320	12,687,226
株式	1,099,144,500	1,205,626,700
未収入金	23,510,581	42,083,420
未収配当金	6,155,000	10,672,020
未収利息	390	48
流動資産合計	1,161,176,299	1,272,030,141
資産合計	1,161,176,299	1,272,030,141
負債の部		
流動負債		
未払金	19,799,230	25,115,565
未払解約金	—	1,030,729
未払受託者報酬	868,308	580,972
未払委託者報酬	12,156,247	8,133,529
その他未払費用	380,891	290,423
流動負債合計	33,204,676	35,151,218
負債合計	33,204,676	35,151,218
純資産の部		
元本等		
元本	2,546,169,138	2,731,370,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,418,197,515	△1,494,491,077
（分配準備積立金）	128,304,348	130,130,188
元本等合計	1,127,971,623	1,236,878,923
純資産合計	1,127,971,623	1,236,878,923
負債純資産合計	1,161,176,299	1,272,030,141

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期 自 平成20年 5月28日 至 平成20年11月27日	第20期 自 平成20年11月28日 至 平成21年 5月27日
営業収益		
受取配当金	9,048,500	12,032,520
受取利息	124,775	30,005
有価証券売買等損益	△834,342,970	35,999,048
その他収益	982	—
営業収益合計	△825,168,713	48,061,573
営業費用		
受託者報酬	868,308	580,972
委託者報酬	12,156,247	8,133,529
その他費用	380,891	290,423
営業費用合計	13,405,446	9,004,924
営業利益又は営業損失（△）	△838,574,159	39,056,649
経常利益又は経常損失（△）	△838,574,159	39,056,649
当期純利益又は当期純損失（△）	△838,574,159	39,056,649
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△14,689,155	△2,021,944
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△652,643,160	△1,418,197,515
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,340,398	92,042,845
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,340,398	92,042,845
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,749	209,415,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,749	209,415,000
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,418,197,515	△1,494,491,077

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 平成20年 5 月28日 至 平成20年11月27日	第20期 自 平成20年11月28日 至 平成21年 5 月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 (平成20年11月27日現在)	第20期 (平成21年 5 月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,796,090,000円	2,546,169,138円
期中追加設定元本額	29,138円	350,000,000円
期中一部解約元本額	249,950,000円	164,799,138円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,546,169,138口	2,731,370,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,418,197,515円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,494,491,077円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第19期 自 平成20年 5 月28日 至 平成20年11月27日	第20期 自 平成20年11月28日 至 平成21年 5 月27日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(174,292,696円)及び分配準備積立金(128,304,348円)より分配対象収益は302,597,044円(1万口当たり1,188.42円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,825,748円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(204,409,170円)及び分配準備積立金(120,304,440円)より分配対象収益は334,539,358円(1万口当たり1,224.79円)ですが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期(平成20年11月27日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,099,144,500円	△423,826,123円
合計	1,099,144,500円	△423,826,123円

第20期(平成21年 5 月27日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,205,626,700円	110,208,294円

合計	1,205,626,700円	110,208,294円
----	----------------	--------------

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	第19期 (平成20年11月27日現在)	第20期 (平成21年5月27日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.4430円 (4,430円)	0.4528円 (4,528円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄名	株式数	評価単価(円)	評価金額(円)	備考
関電工	32,000	658.00	21,056,000	
東芝プラントシステム	14,000	1,063.00	14,882,000	
ユニ・チャーム ペットケア	3,100	2,745.00	8,509,500	
カカクコム	51	358,000.00	18,258,000	
ソネット・エムスリー	49	320,000.00	15,680,000	
キューピー	8,400	967.00	8,122,800	
トヨタ紡織	11,300	1,159.00	13,096,700	
トリドール	27	420,000.00	11,340,000	
イビデン	8,700	2,665.00	23,185,500	
日本合成化学工業	74,000	398.00	29,452,000	
日立化成工業	17,000	1,421.00	24,157,000	
塩野義製薬	8,000	1,900.00	15,200,000	
中外製薬	6,800	1,777.00	12,083,600	
参天製薬	4,700	2,895.00	13,606,500	
ツムラ	4,500	2,820.00	12,690,000	
日医工	5,700	2,820.00	16,074,000	
楽天	295	53,400.00	15,753,000	
ジュピターテレコム	131	69,000.00	9,039,000	
ハドソン	22,900	628.00	14,381,200	
ウェザーニューズ	6,600	1,301.00	8,586,600	
日本農薬	28,000	849.00	23,772,000	
新日鉱ホールディングス	49,000	525.00	25,725,000	
ブリヂストン	13,400	1,452.00	19,456,800	
日本碍子	4,000	1,611.00	6,444,000	
住友金属工業	81,000	251.00	20,331,000	
共英製鋼	2,500	2,310.00	5,775,000	
大同特殊鋼	32,000	406.00	12,992,000	
日立金属	28,000	846.00	23,688,000	
日本製鋼所	10,000	1,215.00	12,150,000	
住友金属鉱山	22,000	1,278.00	28,116,000	
住友電気工業	11,500	1,068.00	12,282,000	
東京製綱	68,000	231.00	15,708,000	
ナブテスコ	10,000	853.00	8,530,000	

小松製作所	13,700	1,372.00	18,796,400
クボタ	17,000	720.00	12,240,000
ダイキン工業	8,000	2,890.00	23,120,000
栗田工業	4,600	2,515.00	11,569,000
トウアバルブグループ本社	6,000	2,310.00	13,860,000
日本精工	32,000	442.00	14,144,000
東洋電機製造	53,000	560.00	29,680,000
日本電産	6,400	5,280.00	33,792,000
日新電機	61,000	451.00	27,511,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	32,000	717.00	22,944,000
ワコム	129	158,100.00	20,394,900
キーエンス	1,200	19,500.00	23,400,000
デンソー	10,100	2,170.00	21,917,000
トヨタ自動車	3,400	3,700.00	12,580,000
本田技研工業	15,900	2,720.00	43,248,000
スズキ	13,700	2,080.00	28,496,000
島津製作所	37,000	621.00	22,977,000
朝日インテック	12,500	980.00	12,250,000
三井物産	23,000	1,186.00	27,278,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	85,800	623.00	53,453,400
三井住友フィナンシャルグループ	5,400	3,770.00	20,358,000
千葉銀行	42,000	587.00	24,654,000
みずほフィナンシャルグループ	81,500	232.00	18,908,000
日本証券金融	1,100	656.00	721,600
野村ホールディングス	55,400	719.00	39,832,600
カブドットコム証券	103	114,000.00	11,742,000
三菱地所	16,000	1,504.00	24,064,000
日立物流	6,300	1,202.00	7,572,600
商船三井	37,000	631.00	23,347,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,700	2,140.00	5,778,000
ダイセキ	11,000	1,875.00	20,625,000
ニトリ	2,500	5,700.00	14,250,000
合計	1,285,085	—	1,205,626,700

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(平成21年6月末日現在)

I 資産総額	1,281,675,184円
II 負債総額	35,571,394円
III 純資産総額(I - II)	1,246,103,790円
IV 発行済数量	2,556,090,000口
V 1万口当たり純資産額(III/IV)	4,875円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1期	19,778,010,000	—
第2期	24,245,058,086	25,113,770,000
第3期	1,298,202,687	4,445,236,611
第4期	459,930,000	1,500,660,000
第5期	76,560,000	1,521,482,932
第6期	38,200,000	2,656,513,566
第7期	2,320,000	560,240,000
第8期	80,300,000	965,552,687
第9期	7,200,000	1,786,330,000
第10期	—	390,690,000
第11期	2,300,000	739,740,000
第12期	—	1,445,070,000
第13期	—	683,626,493
第14期	14,200,000	460,248,827
第15期	108,236	287,450,000
第16期	—	252,757,893
第17期	—	247,510,000
第18期	—	149,420,000
第19期	29,138	249,950,000
第20期	350,000,000	164,799,138

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年7月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

b 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年7月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類※			本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式	6	39,836,623,464
	海外	株式	11	35,098,148,358
		債券	10	222,851,792,729
	内外	株式	8	1,279,386,513,006
		資産複合	8	154,857,865,237
合計			43	1,732,030,942,794

※種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1)当社の財務諸表は、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年 3月31日現在)			第24期 (平成21年 3月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			10,916,637			7,278,909	
有価証券			-			1,006,110	
前払費用			48,560			58,948	
未収入金			523			-	
未収委託者報酬			2,332,200			1,240,812	
未収収益			445,653			193,196	
未収還付消費税			-			130,545	
繰延税金資産			255,860			40,999	
そ の 他			17,016			33,727	
流 動 資 産 計			14,016,454	93.9		9,983,251	88.2
固 定 資 産							
有形固定資産			183,058	1.2		292,273	2.6
建物付属設備	※ 1	99,297			177,294		
器具備品	※ 1	83,760			114,979		
無形固定資産			59,326	0.4		270,913	2.4
ソフトウェア		48,992			135,188		
ソフトウェア仮勘定		-			134,892		
そ の 他		10,334			831		
投資その他の資産			665,245	4.5		767,887	6.7
投資有価証券		1,105			887		
長期前払費用		17,418			23,096		
長期差入保証金		124,833			211,534		
敷 金		49,424			-		
繰延税金資産		472,464			532,369		
固 定 資 産 計			907,631	6.1		1,331,074	11.7
資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

			第23期 (平成20年 3 月31日現在)			第24期 (平成21年 3 月31日現在)		
負 債 の 部								
区 分		注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比

		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債							
預 り 金			198,004			125,710	
未 払 金			1,899,790			1,251,904	
未払手数料		1,239,881			684,048		
その他未払金		659,910			567,856		
未払法人税等			2,701,564			75,813	
未払消費税			330,134			-	
賞与引当金			124,830			78,436	
役員賞与引当金			38,820			32,854	
流 動 負 債 計			5,293,144	35.5		1,564,720	13.8
固 定 負 債							
退職給付引当金			454,641			543,720	
役員退職慰労引当金			706,495			764,632	
固 定 負 債 計			1,161,137	7.8		1,308,353	11.5
負 債 合 計			6,454,281	43.3		2,873,074	25.7
純 資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
株 主 資 本		千円	千円	%	千円	千円	%
資 本 金			200,000	1.3		200,000	1.8
利益剰余金			8,269,800	55.4		8,241,338	72.5
利益準備金		40,000			50,000		
その他利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
繰越利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			2	0.0		△87	0.0
純 資 産 合 計			8,469,803	56.7		8,441,251	74.3
負 債・純 資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

(2) 【損益計算書】

		第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比

				千円	千円	%	千円	千円	%
経常損益の部	営業損益の部	営業収益							
		委託者報酬			33,974,650			23,817,985	
		その他営業収益			1,684,678			928,019	
		営業収益計			35,659,329	100.0		24,746,004	100.0
		営業費用							
		支払手数料			20,964,032			14,621,069	
		広告宣伝費			176,032			178,803	
		調査費			2,117,955			1,512,226	
		調査費	55,270				68,487		
		委託調査費	2,062,685				1,443,738		
		委託計算費			210,905			210,679	
		営業雑経費			414,374			385,419	
		通信費	32,951				31,173		
		印刷費	352,262				315,648		
		諸会費	16,862				25,043		
		図書費	2,174				2,533		
		諸経費	10,122				11,019		
		営業費用計			23,883,299	67.0		16,908,198	68.3
		一般管理費							
		給料			1,987,451			1,712,248	
		役員報酬	96,588				67,495		
		給料・手当	1,050,733				1,257,155		
		役員賞与	-				43,076		
		賞与	118,516				30,153		
		賞与引当金繰入	499,971				217,448		
		役員賞与引当金繰入	221,641				96,918		
		旅費交通費			94,853			94,273	
		租税公課			69,454			36,396	
		不動産賃借料			180,227			245,131	
		退職給付費用			124,291			83,703	
		役員退職慰労引当金繰入			323,969			25,039	
		固定資産減価償却費			60,912			93,926	
		消耗器具備品費			18,711			20,350	
		人材採用費			73,437			24,833	
		修繕維持費			21,346			41,245	
		諸経費			177,198			240,301	
		一般管理費計			3,131,855	8.8		2,617,452	10.6
		営業利益				8,644,173	24.2		5,220,354
営業外損益の部	営業外収益								
	有価証券利息			-			3,025		
	受取利息			14,775			22,891		
	その他			1,486			4,123		
	営業外収益計			16,261	0.0		30,040	0.1	
	営業外費用								
	支払手数料			14,402			19,250		
その他			347			8,078			
営業外費用計			14,749	0.0		27,329	0.1		
経常利益				8,645,685	24.2		5,223,065	21.1	
特別損益の部	特別利益								
	投資有価証券売却益			644			88		
	特別利益計			644	0.0		88	0.0	
	特別損失								
	前期損益修正損	※1		-			64,445		
	固定資産除却損	※2		429			30,278		
ソフト開発中止損			-			1,116			
特別損失計			429	0.0		95,839	0.4		
税引前当期純利益				8,645,900	24.2		5,127,314	20.7	
法人税、住民税及び事業税				3,868,639	10.8		2,000,757	8.1	
法人税等調整額				△255,294	△0.8		155,019	0.6	

当 期 純 利 益			5,032,555	14.1		2,971,538	12.0
-----------	--	--	-----------	------	--	-----------	------

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第23期事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第24期事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	—	40,000
当期変動額		
利益準備金積立	40,000	10,000
当期変動額合計	40,000	10,000
当期末残高	40,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,637,245	8,229,800
当期変動額		
利益準備金積立	△40,000	△10,000
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,592,555	△38,462
当期末残高	8,229,800	8,191,338
利益剰余金合計		
前期末残高	3,637,245	8,269,800
当期変動額		
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	△28,462
当期末残高	8,269,800	8,241,338
株主資本合計		
前期末残高	3,837,245	8,469,800
当期変動額		
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	△28,462
当期末残高	8,469,800	8,441,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	41	△90

当期変動額合計	41	△90
当期末残高	2	△87
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	△90
当期変動額合計	41	△90
当期末残高	2	△87
純資産合計		
前期末残高	3,837,205	8,469,803
当期変動額		
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	△90
当期変動額合計	4,632,596	△28,552
当期末残高	8,469,803	8,441,251

重要な会計方針

区分	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 ―― (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2)その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 ―― ――

	(2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末要支給額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左 (4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(貸借対照表) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	(貸借対照表) 1. 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期421千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することになりました。 2. 前期まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前期末の「ソフトウェア仮勘定」は9,502千円であります。 3. 前期まで区分掲記しておりました「敷金」(当期103,795千円)は、明瞭性の観点から「長期差入保証金」に含めて表示することになりました。
(損益計算書) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	(損益計算書) ――

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 31,201千円 器具備品 80,221千円	建物附属設備 48,469千円 器具備品 123,892千円

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
※1 ----	※1 前期損益修正損は、過年度退職給付費用31,347千円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額33,097千円であります。
※2 固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品 429千円	※2 固定資産除却損は次のとおりであります。 建物附属設備 25,793千円 器具備品 4,484千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末 株式数 (株)	第23期事業年度 増加株式数 (株)	第23期事業年度 減少株式数 (株)	第23期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期事業年度 増加株式数 (株)	第24期事業年度 減少株式数 (株)	第24期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
------	-------	---------------	-------	-----------------	-----	-------

平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
----------------------	------	-----------	-------	-----------	------------	------------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(リース取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	△28
	小計	1,000	971	△28
合計		1,100	1,105	5

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
6,644	644	-

第24期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,006,110	1,007,603	1,493
	小計	1,006,110	1,007,603	1,493
合計		1,006,110	1,007,603	1,493

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,035	887	△148
	小計	1,035	887	△148
合計		1,035	887	△148

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,188	88	-

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
国債	1,000,000	-	-	-
合計	1,000,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	454,641千円	543,720千円
退職給付引当金の額	454,641千円	543,720千円
3. (1)退職給付費用	124,291千円	83,703千円
(2)過年度退職給付費用	-	31,347千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

区分	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	472,466千円	532,369千円
未払事業税否認	201,467千円	6,663千円
賞与引当金損金算入限度超過額	50,793千円	31,915千円
その他	3,599千円	2,421千円
繰延税金資産小計	728,327千円	573,368千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	2千円	-
繰延税金負債小計	2千円	-
繰延税金資産合計(純額)	728,325千円	573,368千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(関連当事者との取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1)兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社の子会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	—	—	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	101,411	未収 収益	21,208
							投資 運用の 委託 契約	運用 手数料 の支払 (注1)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	£ 959,789	資産 運用 会社	—	兼任 1名	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	89,965	未収 収益	41,340
							投資 運用の 委託 契約	運用 手数料 の支払 (注1)	798,865	未払金	171,385
親会社の子会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	—	—	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	148,662	未収 収益	5,166

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	60,553	未収 収益	33,279
							運用 手数料 の支払 (注1)	922,254	未払金	169,960
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	£ 959,789	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託 契約役員の 兼任	運用 手数料 の受取 (注1)	40,623	未収 収益	8,557
							運用 手数料 の支払 (注1)	521,484	未払金	96,554
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	—	投資運用の 受託契約 現金の預入	運用 手数料 の受取 (注1)	21,250	未収 収益	5,053
							現金の 預入 (注2)	3,010,255	現金・ 預金	3,010,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第23期事業年度 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日		第24期事業年度 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	
１株当たり純資産額	10,587,254円20銭	１株当たり純資産額	10,551,564円 9銭
１株当たり当期純利益	6,290,694円11銭	１株当たり当期純利益	3,714,423円12銭
損益計算書上当期純利益	5,032,555千円	損益計算書上当期純利益	2,971,538千円
１株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	5,032,555千円	１株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	2,971,538千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④および⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ ③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

名称	資本金の額※	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年3月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額※	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
----	--------	-------

安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社(注)	7,196百万円	
株式会社SBI証券(注)	47,937百万円	
ばんせい山丸証券株式会社	1,558百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
三菱UFJ証券株式会社(注)	65,518百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
中央証券株式会社	4,374百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	

※平成21年3月末日現在。

(注)カブドットコム証券株式会社、株式会社SBI証券、三菱UFJ証券株式会社では新規買付のお申込は受付けていません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成21年2月27日提出 有価証券報告書

平成21年2月27日提出 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年7月28日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成20年11月28日から平成21年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成21年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（24期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月29日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成20年5月28日から平成20年11月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成20年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。